

第2章 基本計画

1 基本理念と計画の目標

日本国憲法は、個人の尊重と法の下での平等をうたっており、また、男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」を基本理念として掲げています。

この計画では、これらを基本理念とし、活力ある千葉県を維持していくために、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに喜びと責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮し、一人ひとりが活躍できる元気な千葉、すなわち、男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉の実現を目指すことを目標とします。

2 基本目標

この計画では、目標を達成するために、次の3つの基本目標を設定し、本県の男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり

男女が、互いに協力し、支え合い、仕事と生活の調和がとれ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、多様な価値観やライフスタイルに対応しつつ、男性も女性も個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に主体的に参画し、ともに活躍できる環境をつくることを目標とします。

安全・安心に暮らせる社会づくり

男女が、個人としての尊厳が重んじられ、誰もが自らの存在に誇りを持って、安全・安心にいきいきと暮らせる社会をつくることを目標とします。

男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

男女が、固定的な性別役割分担意識⁴にとらわれることなく活躍でき、また安全・安心に暮らせるよう、意識づくり、教育・学習等の基盤づくりを目標とします。

4 固定的な性別役割分担意識

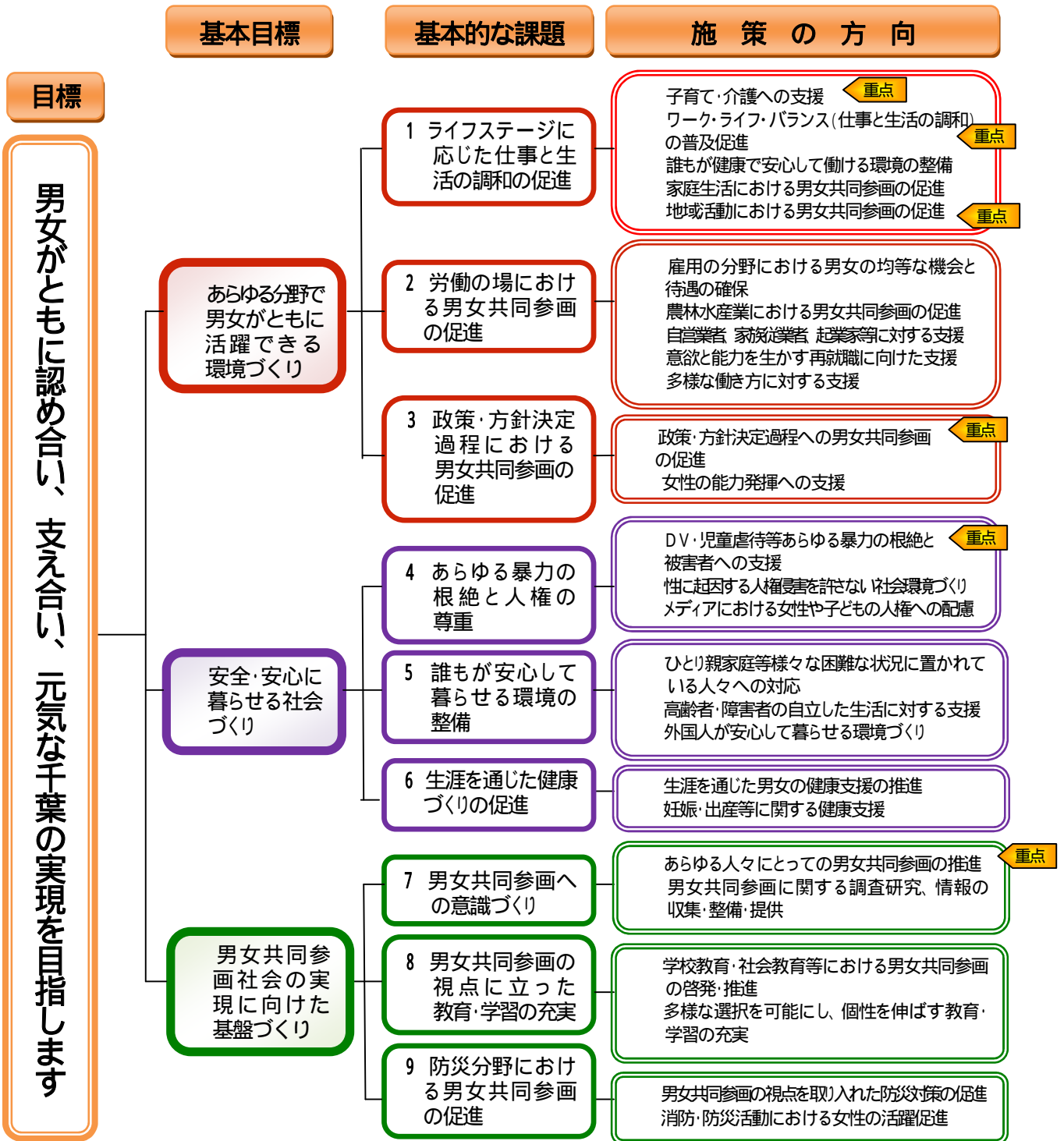
男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

3 計画の体系

〔基本理念〕

日本国憲法（個人の尊重と法の下での平等）

男女共同参画社会基本法の5つの基本理念（「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」）



4 基本的な課題と施策の方向

【基本目標 あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり】

基本的な課題1 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進

現状と課題

男女がともに社会のあらゆる活動に参加していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとって参加できる環境づくりが重要です。

平成27年度に行った「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」によると、ワーク・ライフ・バランスに積極的な事業所の割合は、平成25年度の前回調査の65.4%から74.0%と増加しており、隔年でバラツキが見られるものの、ワーク・ライフ・バランスに対して積極的な事業所が増加傾向にあります。

長時間労働等を前提とした従来の働き方により特に女性が十分に活躍できない状況を見直し、ワーク・ライフ・バランスを実現することは、人々の健康を維持し、地域社会への参加等を通じた自己実現を可能にするとともに、男女が安心して子育てや介護等を行い、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していく上でも重要です。このため、仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成、長時間労働の抑制、多様な働き方の普及、男性の子育て・介護・家事等への参加の促進、職場環境の整備等を進めていくことが必要です。

ワーク・ライフ・バランスを推進することは、企業にとっては、従業員の満足度を向上させ、優秀な人材を確保し、企業の競争力や生産性の向上、更に業務の効率化や企業価値の向上につながる経営戦略としても注目されています。

また、男女ともに能力発揮を促進するためには、職場において健康が確保される環境を整備することが重要であり、特に、女性の母性⁵が尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる環境を整備することが不可欠です。

家庭生活においては、大人も子どもも誰もが家族の一員として参加し、男女がともに協力し合うことが重要です。子育て・介護についても、その負担が女性に集中することがないよう、家族の支え合いが不可欠であり、また、子育て・介護を行う人が孤立することなく、安心して子育て・介護ができるよう、地域社会全体で支えることが必要です。

さらに、人口減少が進む中、将来にわたり地域社会の活性化を図るためには、意欲と能力を持った女性が社会で積極的に活躍できる環境づくりが必要であることを認識し、

地域における男女の活躍を推進していくことが重要です。

5 母性

母としての性質、具体的には女性の妊娠、出産及び育児の機能の顕在化に着目した概念。倫理的意味の母性とは異なる。

施策の方向

子育て・介護への支援 **重点**

家庭において子育て・介護を行う家族の支え合いを補い、子育て・介護を行う人の孤立感・負担感を軽減するため、支援を行う体制の整備に努めます。

- 地域における子育て支援の体制の整備
- 幼児教育に関わる職員の人材育成と資質の向上
- 幼稚園における預かり保育の推進
- 障害のある子どもの療育支援体制の充実
- 結婚から妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援
- 子どもの医療費助成の実施
- 地域における介護支援の体制の整備

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進 **重点**

仕事・家庭生活・地域活動の調和を図るための広報・啓発を行い、多様な働き方・生き方が選択でき、豊かな生活を営めるよう働きかけを行います。

また、育児休業・介護休業制度の普及・定着に努めます。

- ワーク・ライフ・バランスの普及促進
- 育児休業・介護休業制度の普及・定着
- 県職場における仕事と家庭の両立が可能な職場環境の整備

誰もが健康で安心して働ける環境の整備

労働安全衛生法・労働基準法を周知徹底させるとともに、職場におけるメンタルヘルス等健康管理を推進します。

- 母性保護を含めた労働安全衛生法の周知徹底
- 職場におけるメンタルヘルス等健康管理の推進
- 健康で安心して働くための法律等に関する知識の普及啓発

家庭生活における男女共同参画の促進

家庭生活において、男女がともに子育て・介護・家事を担えるよう、家庭生活における男女共同参画を進めるための各種講座等の開催などを通して啓発活動を行います。

家庭生活における男女共同参画に対する支援

地域活動における男女共同参画の促進 **重点**

老若男女を問わず、ともに様々な地域活動へ参画していけるように、広報・啓発活動を行います。

また、地域づくりを担う人材の育成を図ります。

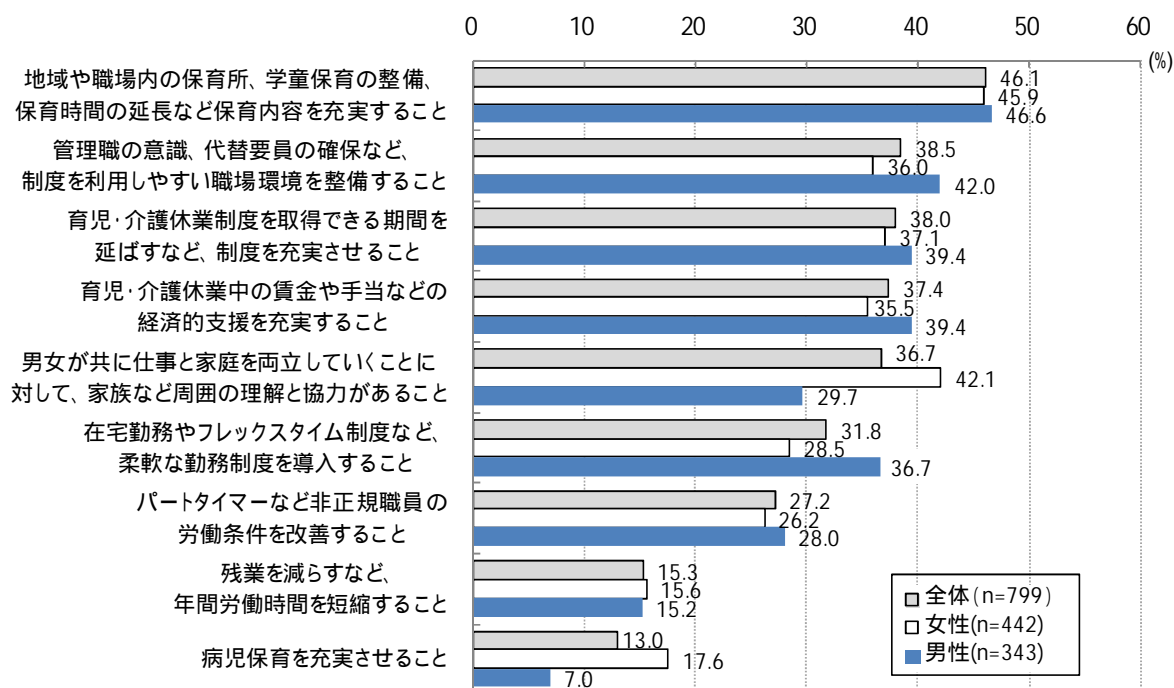
地域における男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

市民活動への参加促進

高齢者等の地域活動への参画支援

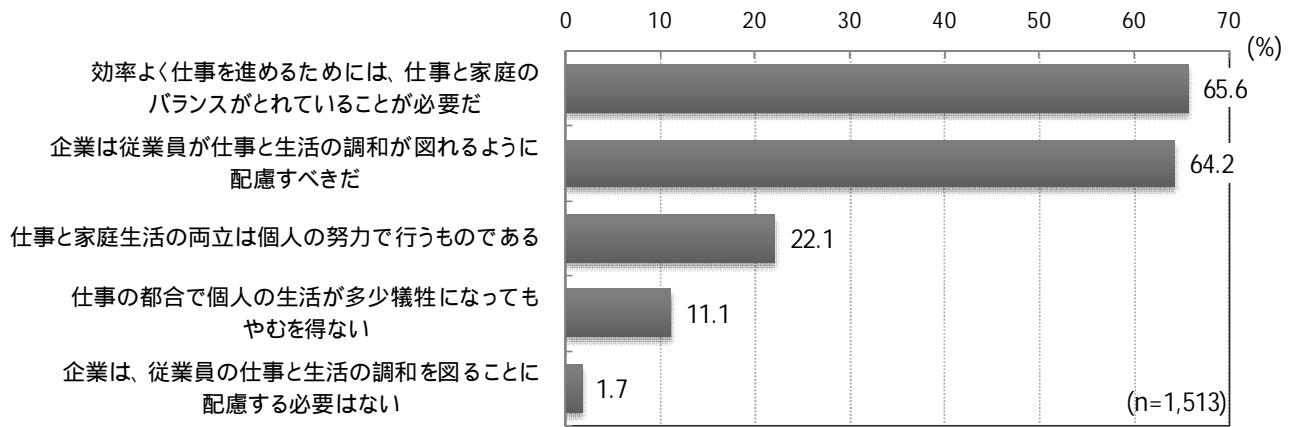
地域づくりを担う人材の育成

仕事と家庭生活の両立に必要な環境整備(千葉県)



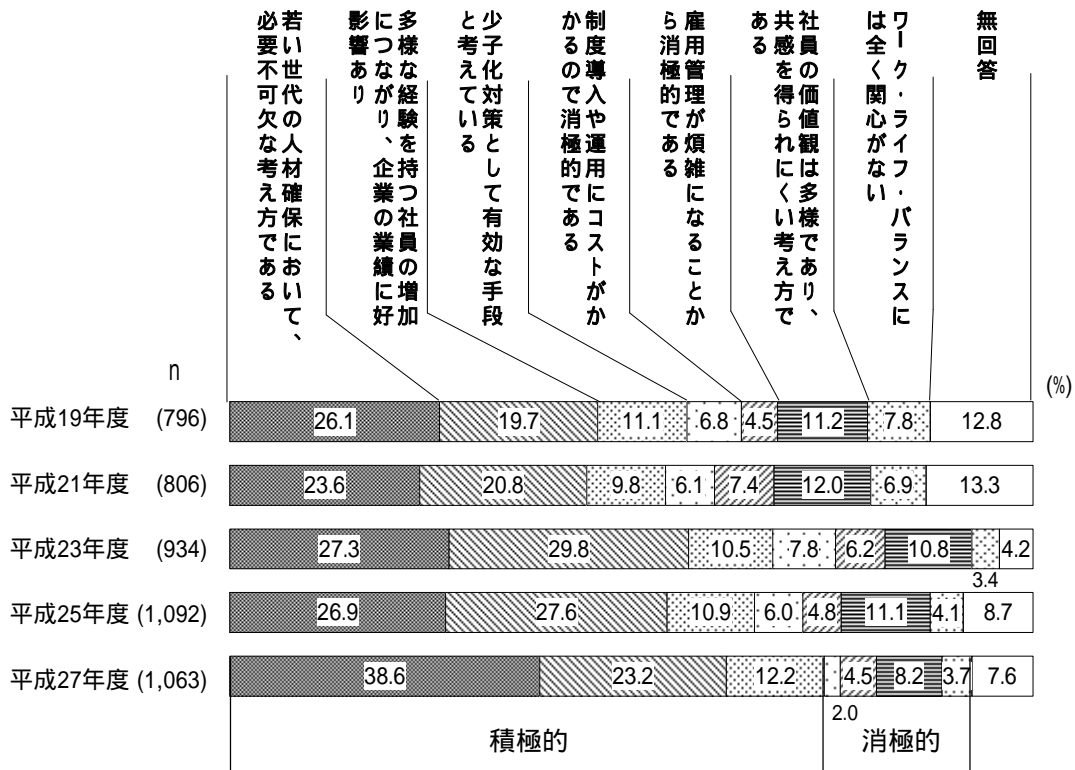
資料：千葉県「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成26年)

ワーク・ライフ・バランスについての意見(千葉県)



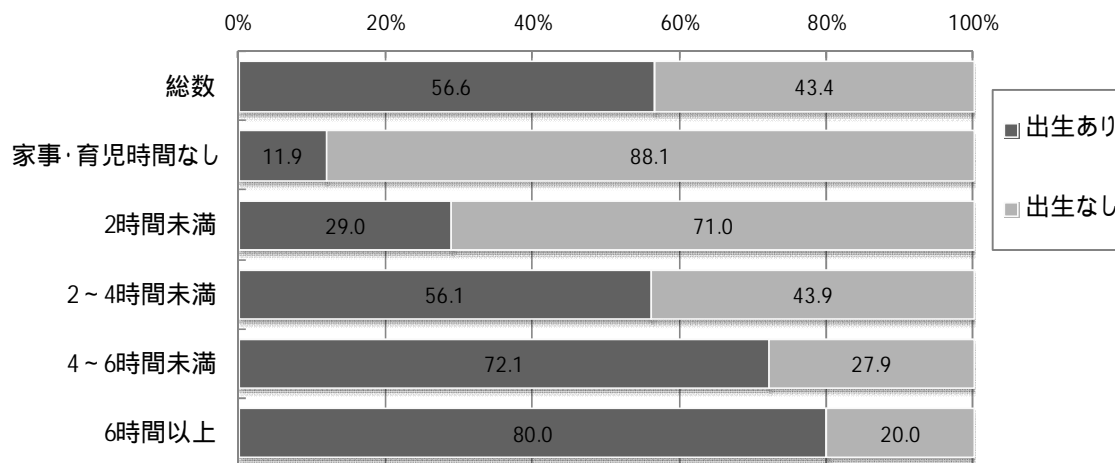
資料：千葉県「第45回県政に関する世論調査」(平成24年)

ワーク・ライフ・バランスについての企業の考え方(千葉県)



資料：千葉県「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」

参考・全国データ 子どもがいる夫婦の夫の休日の家事・育児時間別に見た
この11年間の第2子以降の出生状況



資料：厚生労働省「第12回21世紀成年者縦断調査（平成14年成年者）」（平成25年）

注1：集計対象は、下記～に該当する同居夫婦である。ただし妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く。

第1回調査から第12回調査まで双方から回答を得られている夫婦

第1回調査時に独身で第11回調査までの間に結婚し、結婚後第12回調査まで双方から回答を得られている夫婦

出生前調査時に子どもが1人以上いる夫婦

注2：家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第11回調査時の状況である。

注3：11年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。

注4：「総数」には、家事・育児時間不詳を含む。

【基本目標 あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり】

基本的な課題2 労働の場における男女共同参画の促進

現状と課題

就業は生活の経済的基盤であるとともに、働くことは自己実現につながるものであり、男女共同参画社会の実現にとってこの分野は極めて重要な意味を持っています。

女性労働者を取り巻く状況は、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法など法制面での充実が図られてきたこと等により、M字カーブ⁶もなだらかになってきているなど、一定の改善は見られます。

しかしながら、「平成27年度ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」によると、女性管理職のいない事業所の割合が4割以上に及んでおり、出産・子育てを機に退職した元社員の再雇用についてみると、再雇用していない事業所が38.8%と約4割を占めています。

また、就業している女性についても、男性に比べて女性の非正規雇用の割合が高い現状において、正規雇用と非正規雇用間の賃金格差が男女間の賃金格差の一因となっており、これが就業をしても女性が貧困に陥りやすい背景の一つとなっているなど、課題も残っています。

こうした中、平成27年8月には、女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立しました。

働く女性の約6割が第一子の出産を機に仕事を辞めている現状がありますが、今後は、継続就業を望んでいる女性が子育て・介護等により就業を中断することなく継続できるよう一層支援するとともに、子育て・介護等により就業を中断した女性に対しても、意欲と能力を生かす再就職、起業の実現など魅力ある再チャレンジの道を開くことが必要です。

また、男性も女性も、雇用・就業形態の多様化に対応し、そのライフスタイル等にに応じて柔軟に働き方を選択でき、能力を発揮できる雇用環境を整備することが必要です。

農林水産業についてみると、本県では、農林水産業従事者に占める女性の割合は、平成22年で農業43.1%、林業19.0%、漁業21.2%と、農山漁村の活性化や農林漁業の振興において女性が重要な役割を果たしています。農業、林業、水産業それぞれにおいて、女性の経営への参画を促し、女性が働きやすい就農支援や作業環境の整備を進める

ことが重要です。

6 M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になる。M字を描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことにある。国際的にみると、台形型に近づいている国が多い。

施策の方向

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

男女雇用機会均等法の趣旨が周知されるよう広報・啓発に努めるとともに、女性の活用、採用等、企業において男女がともに能力を発揮できる職場環境づくりを促進します。

雇用の分野における女性の活躍推進

男女共同参画を推進している企業の表彰

労働相談の実施

働きやすい職場づくりに取り組んでいる企業の紹介

農林水産業における男女共同参画の促進

女性が農林水産業における重要な担い手として、その持てる能力を十分に発揮できるように、女性の経営参画、能力向上、起業活動等を促進します。

また、農山漁村における女性の地域社会への参画を促進するとともに、女性リーダー等の育成に努めます。

農林水産業における男女共同参画の促進

自営業者、家族従業者、起業家等に対する支援

自営業者や起業家等に対する支援を行います。

自営業者や起業家等に対する支援

意欲と能力を生かす再就職に向けた支援

出産・子育て等で退職した女性の再就職を支援します。

また、離職者等に対して就業に向けた支援を行います。

女性の再就職支援

離職者等に対する支援

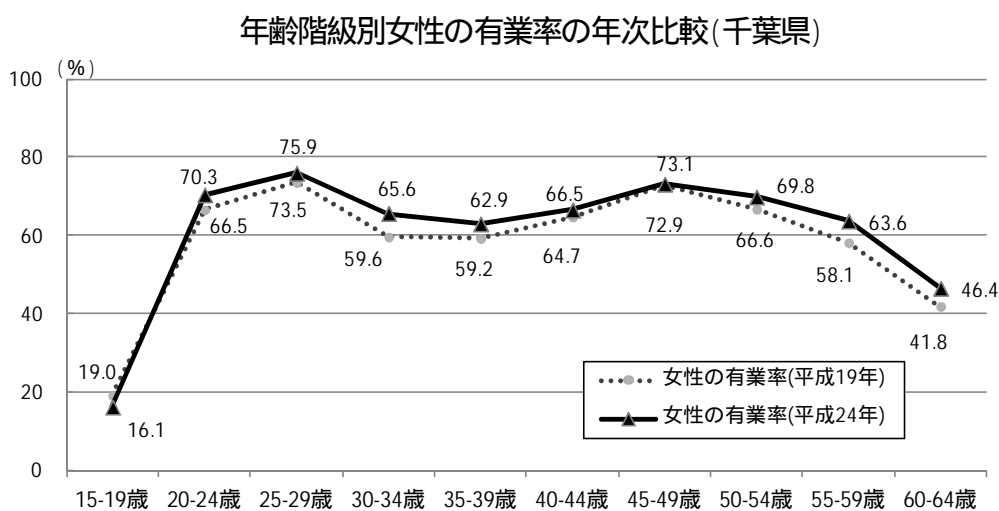
多様な働き方に対する支援

雇用・就業形態の多様化に対応し、女性も男性もそのライフスタイル等に応じて柔軟に働き方を選択できるような情報提供を行います。

また、シニア世代の能力と意欲を活かすため、多様な働き方ができるように支援します。

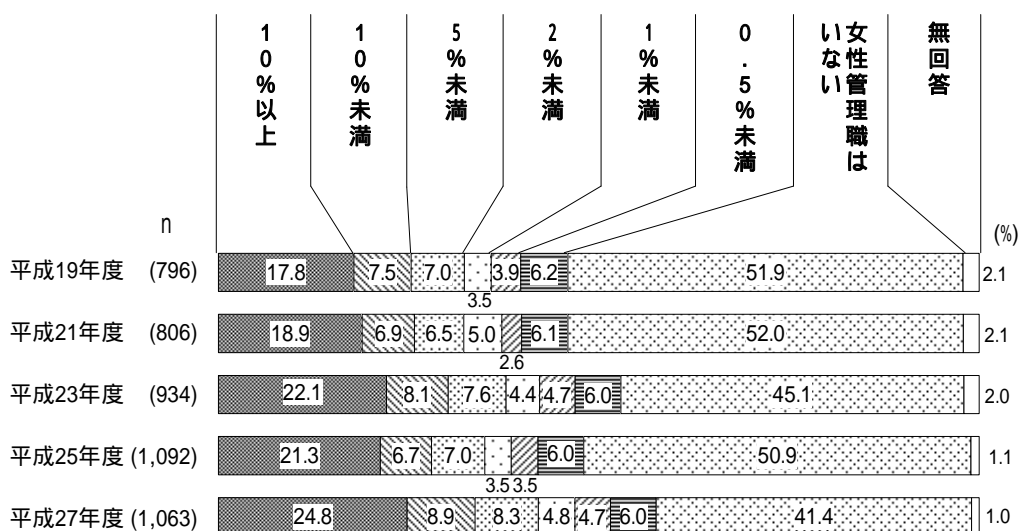
多様な働き方に関する情報提供

シニア世代の多様な働き方支援



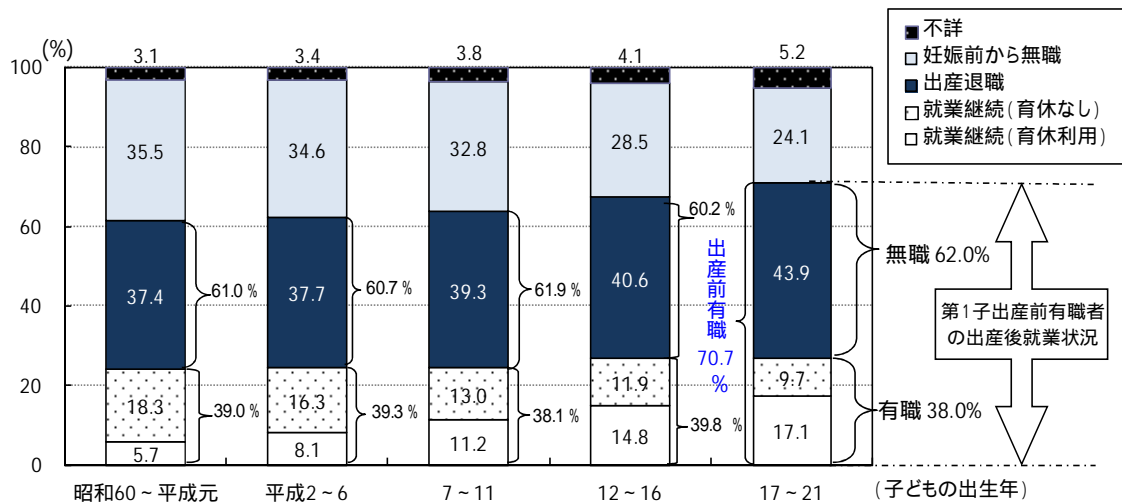
資料：総務省「就業構造基本調査」

千葉県内事業所における女性管理職割合(経年調査との比較)(千葉県)



資料：千葉県「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」

参考:全国のデータ 子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴



資料:「平成 25 年版 男女共同参画白書 (内閣府)」

国立社会保障・人口問題研究所「第 14 回出生動向基本調査 (夫婦調査)」より作成。

注: 第 1 子が 1 歳以上 15 歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。

農林水産業従事者の推移 (千葉県)

(単位:人、%)

		農 業			林 業			漁 業		
		女性	男性	女性割合	女性	男性	女性割合	女性	男性	女性割合
千葉県	昭和55年	110,027	108,427	50.4	93	492	15.9	2,693	11,826	18.5
	昭和60年	89,748	93,541	49.0	116	476	19.6	2,569	10,472	19.7
	平成2年	70,926	75,787	48.3	91	403	18.4	2,345	8,229	22.2
	平成7年	60,241	67,504	47.2	101	421	19.3	1,991	6,704	22.9
	平成12年	50,981	58,433	46.6	92	407	18.4	1,724	5,809	22.9
	平成17年	46,038	55,211	45.5	49	270	15.4	1,451	4,952	22.7
	平成22年	33,433	44,197	43.1	84	358	19.0	1,006	3,748	21.2
全 国	昭和55年	2,774,448	2,700,491	50.7	29,215	136,283	17.7	97,480	363,670	21.1
	昭和60年	2,368,612	2,482,423	48.8	23,073	116,789	16.5	93,042	328,254	22.1
	平成2年	1,878,736	2,039,914	47.9	17,668	89,832	16.4	87,416	277,715	23.9
	平成7年	1,584,613	1,841,884	46.2	14,287	71,537	16.6	77,192	230,336	25.1
	平成12年	1,314,355	1,537,904	46.1	11,540	55,613	17.2	63,461	189,636	25.1
	平成17年	1,189,337	1,514,023	44.0	7,015	39,603	15.0	52,871	162,942	24.5
	平成22年	884,541	1,251,436	41.4	9,075	59,478	13.2	42,824	134,061	24.2

資料:総務省「国勢調査」

【基本目標 あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり】

基本的な課題3 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

現状と課題

政策・方針決定過程⁷に男女が共同して参画する機会が確保されることは、男女があらゆる分野において利益を享受することができ、ともに責任を担うべき男女共同参画社会の基盤を成すものです。また、将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある経済社会を構築するためにも、多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取入れ等の観点から、女性の活躍をあらゆる分野において進めるとともに、女性の能力発揮を支援し、政策・方針決定過程への女性の参画を進めることが重要です。

女性の参画は様々な分野で進んできていますが、政策・方針決定過程への女性の参画は十分とはいえ、いまだに少ないのが現状です。第3次千葉県男女共同参画計画では、本県の審議会等の女性委員の比率40%を平成27年度までの目標として掲げていましたが、平成27年4月1日現在で29.7%であり、全国的に見ても47都道府県中44位と、極めて低い状況となっています。千葉県総合計画「新 輝け！ちば元気プラン」においても平成28年度までに女性委員比率40%を目標に掲げ、引き続き女性登用の推進に向け取り組んでいるところです。

また、市町村や企業等における女性登用についても、取組への支援を行っていく必要があります。

さらに、女性の能力が十分に発揮されるよう、能力開発や積極的な活用を図るとともに、新たな人材の発掘を行うことが重要です。

7 政策・方針決定過程
国や県等の行政機関の場合「政策決定過程」、企業など民間団体等の場合「方針決定過程」と使い分けている。

施策の方向

政策・方針決定過程への男女共同参画の促進 **重点**

県審議会等並びに県職員、教職員及び警察職員等の女性の登用を推進します。

また、事業所、団体等における女性の管理職等への登用促進のための広報・啓発活動を行います。

県が設置する審議会等への女性登用促進

県の女性人材リストの充実

県職場における女性職員の登用推進

公立学校等における女性教職員の登用推進

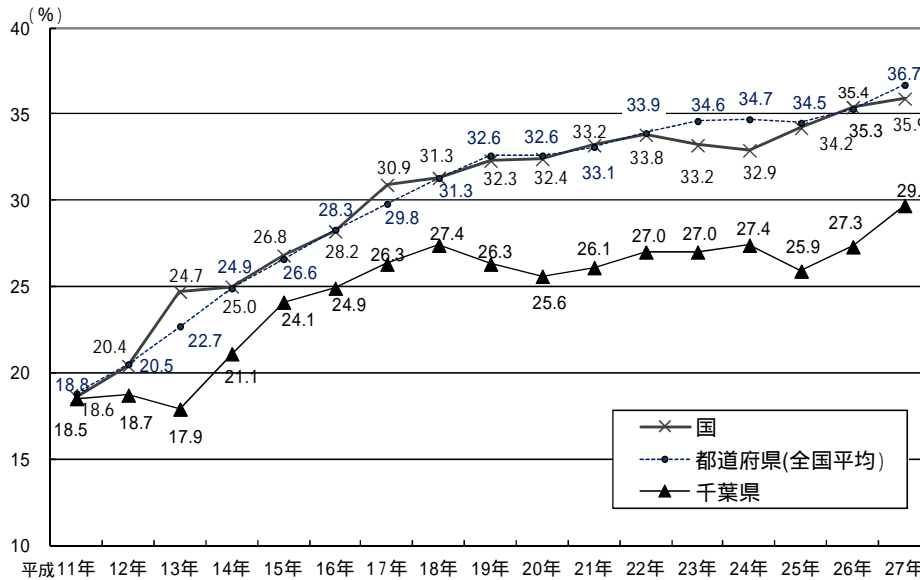
事業所、団体等における女性登用促進

女性の能力発揮への支援

各種講座等の開催により、女性の人材育成を図ります。

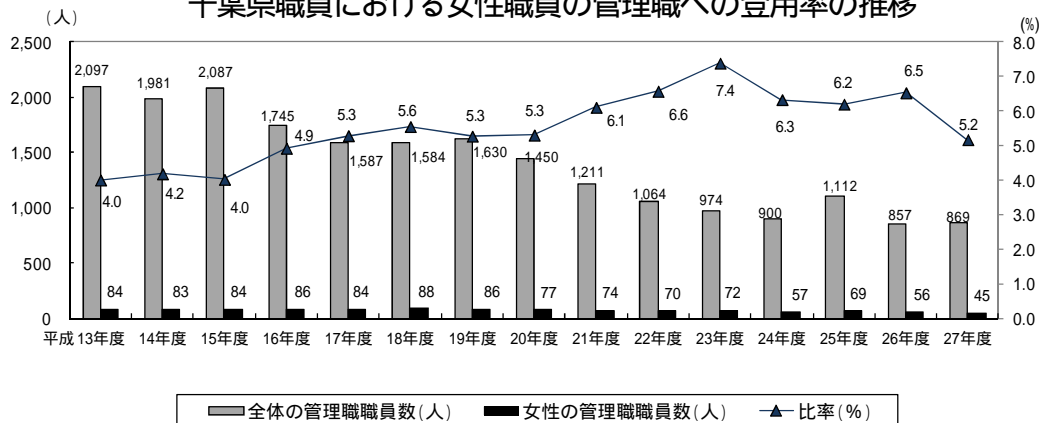
女性の能力発揮への支援

国・都道府県・千葉県の審議会等における女性委員の割合の推移



資料：千葉県男女共同参画白書（平成27年度）

千葉県職員における女性職員の管理職への登用率の推移



資料：千葉県男女共同参画白書（平成27年度）

【基本目標 安全・安心に暮らせる社会づくり】

基本的な課題4 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

現状と課題

人権の尊重は、私たちの社会の基礎となるものであり、男女共同参画社会の実現には不可欠なものです。男女を問わず、すべての人々の人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていく必要があります。しかし、個人の人権に対する重大かつ深刻な侵害である暴力は、身体への暴力ばかりでなく精神的、性的な暴力など、様々な形で社会に存在しています。それがどんな形のものであっても、また、どんな理由があるにしても、暴力は誰に対しても決して許されるべきではありません。

特に、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、家庭内で行われるため同居する子どもにも重大な影響を及ぼすものです。このため、DVは男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題となっています。県及び市町村へのDVに係る相談件数は年々増加傾向にあり、平成26年度には、1万5千件を超える相談が寄せられています。市町村や民間団体との連携を図りながら、DV根絶に向けて広報啓発を一層強化するとともに、相談体制の充実や、DV被害者の保護と生活再建支援などに重点的に取り組んでいく必要があります。さらに、近年では、親しい間柄にある若者の間の暴力である「デートDV⁸」についても、深刻な被害が報告されていることから、DVの加害者にも被害者にもならないように、若者を対象とした予防教育を行うなど、若年層に対する取組も重要です。

また、児童虐待も年々増加傾向にあり、中には子どもの死という深刻な事態にまで陥る事例もあります。児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまで、切れ目のない総合的な支援が必要です。

DVが生じる家庭においては、子どもにも暴力が及ぶ場合もあり、また、児童虐待防止法においては、子どもがDVを目の当たりにすれば、児童虐待になると規定されています。このようにDVと児童虐待は密接に関連しているため、被害者への支援を行うに当たっては、双方の知識をもって対応する必要があります。

近年では、スマートフォンやSNS⁹の普及により、様々なメディアを通じて性に関する情報に触れる機会が増加しています。メディア関係者に対しては、表現の自由を十分尊重しつつ、男女共同参画の視点に立った表現や人権を尊重した表現に配慮するよう働きかけていくとともに、受け手側に対しては、メディアから様々な情報を主体的に読み解き、活用する能力を向上させるための取組を推進する必要があります。

8 デートDV

若い世代に起きている恋人間の暴力をいじめ、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

9 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービス。

施策の方向

DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援 **重点**

DV・児童虐待等、あらゆる暴力根絶のための広報啓発を行います。

また、相談しやすい体制を整備し、被害者等への支援や情報提供に努めるとともに、被害者支援に関わる関係機関が、相互に協力し、連携できる体制を強化します。

暴力を許さない社会に向けた広報啓発

DV防止及び被害者支援の総合的な推進

DV・ストーカー事案対策の推進

児童虐待防止対策の総合的な推進

DV及び児童虐待に関する関係機関・団体との連携強化

犯罪被害者等の支援の充実

性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり

人権侵害に関する啓発を行うとともに、暴力・人権侵害の発生を防ぐ環境づくりに努めます。

人権尊重思想の普及・高揚

風俗環境の浄化及び違法風俗営業店の排除並びに人身取引(トラフィッキング)¹⁰対策

青少年を取り巻く有害環境の浄化並びに福祉犯罪の取締り強化

青少年の健全育成及び非行防止・立ち直り支援

交番等の整備による相談しやすい環境づくり

セクシュアルハラスメントの防止

メディアにおける女性や子どもの人権への配慮

女性や子どもの人権を侵害する違法なメディア情報への対策に努めます。

また、情報活用能力（メディア・リテラシー）¹¹の学習機会の充実を図ります。

インターネット上の違法情報に関する取締りの強化

情報活用能力（メディア・リテラシー）の学習機会の充実

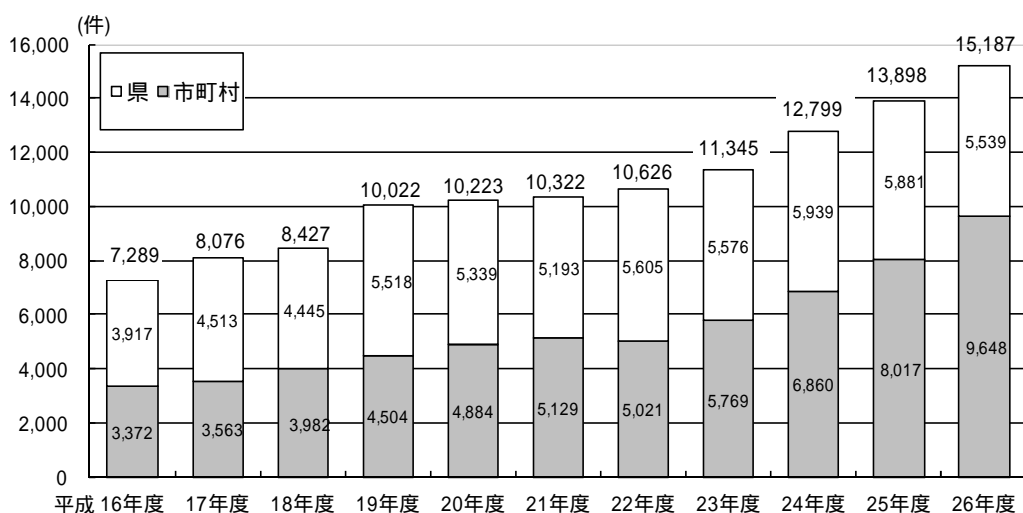
10 人身取引（トラフィッキング）

暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの強制的な手段により、女性や子どもといった弱い立場にある人々を別の国や場所に移動させ、売春や強制的な労働をさせて搾取すること。

11 情報活用能力（メディア・リテラシー）

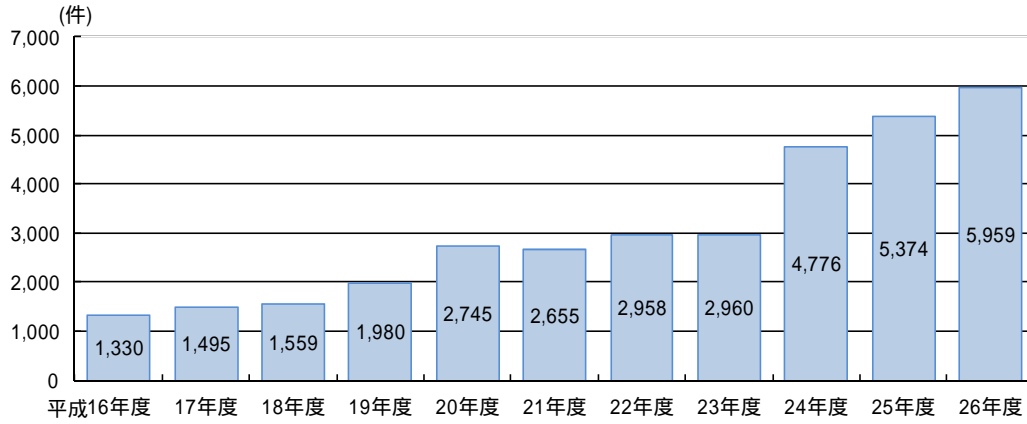
メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。

千葉県と県内市町村のDV相談件数の推移



資料：千葉県男女共同参画課調べ

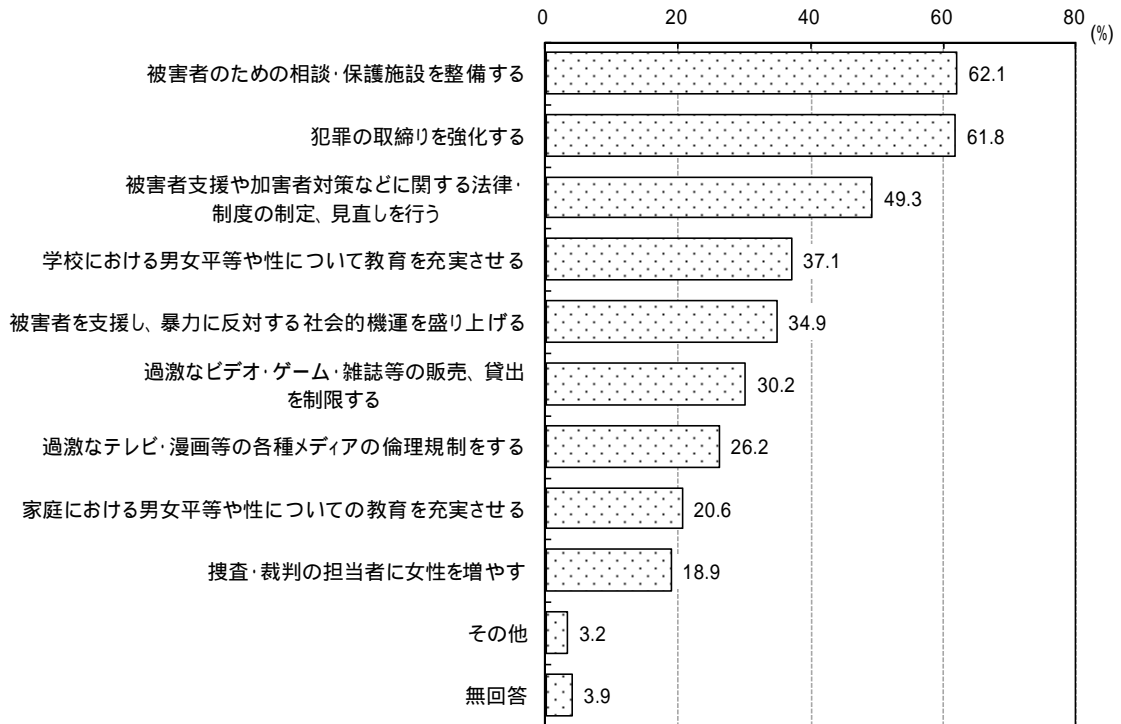
千葉県児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移



資料：千葉県児童家庭課調べ

注：千葉県及び千葉市の7児童相談所における件数

DVやセクハラ、ストーカー行為をなくすためにすべきこと(千葉県)



(n=1,442)

資料：千葉県「第49回県政に関する世論調査」(平成26年)

注：複数回答

【基本目標 安全・安心に暮らせる社会づくり】

基本的な課題5 誰もが安心して暮らせる環境の整備

現状と課題

ひとり親家庭では、仕事、家事、子育てを、母親か父親のいずれかがすべて担う必要があり、経済・教育・健康面などで不安や負担が大きくなっています。多くのひとり親家庭は、経済的に厳しい状況に置かれており、生活安定と、養育される子どもの健全な成長のため、個々の態様に応じた自立支援が必要です。

また、フリーターを含む非正規雇用で働く若者などや、ニート・ひきこもり等の若年無業者などで、生活上困難な状況に置かれている人々に対する支援が必要です。

あわせて、「家事手伝い」として括られている無業の女性は、潜在化しやすく、支援に結びつきにくいことに配慮する必要があります。

少子高齢化が進展する中で、高齢期の男女や障害のある男女が社会参画の機会を持ち、自立し、いきいきと安心して暮らせる環境整備が必要となっています。

平成26年における本県の高齢化率は全国で10番目に低い数字となっているものの、高齢者人口は全国2番目の伸び率で増加しており、平成32年には、約3.5人に1人が高齢者となる見込みです。少子高齢化が進む中、近年では、孤独死、老老介護、高齢者虐待や厳しい社会・経済情勢の中での貧困層の増加などが社会問題となっています。例えば、高齢女性の単独世帯の経済的基盤が脆弱であることや、高齢男性の地域における孤立が深刻化していることから、高齢者が安心して暮らせる地域社会づくりを進めていく必要があります。さらに、高齢社会を豊かで活力あるものにしていくためには、高齢者を単に支えられる側に位置付けるのではなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として高齢者の役割を積極的に捉え、高齢者が積極的に社会参画したり、生活を楽しめる環境づくりを一層充実していくことが必要です。

また、県内では、身体障害・知的障害・精神障害など障害のある人が増加しており、発達障害や高次脳機能障害¹²など、新たな障害も認識されてきています。さらに、高齢化の進展などにより、障害のある人は今後も増加し続ける見込みです。障害のある人が、男女を問わず、地域の中で自立した生活を送り、社会の構成員として積極的に社会参加をしていくためには、障害のある人の自己決定や自己実現を支援するための仕組みを構築するとともに、福祉サービスの充実と地域基盤の整備を図ることが必要です。

加えて、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成28年4月1日施行)においても、行政機関や事業者は性別などに応じた配慮を行うことが求められています。

県内の外国人登録者数は、平成26年末現在で約11万1千人であり、この10年間で13.7%上昇しており、今後もさらなる増加が見込まれます。国際化がさらに進展する中で、県内に暮らす外国人の人権が私たちの人権と同様に守られ、外国人が安心して生活し、活躍できる多文化共生社会づくりを進めていく必要があります。

12 高次脳機能障害

病気や事故などの原因で脳が損傷されたことにより、言語・注意・記憶・遂行機能・社会的行動などに障害が生じ、社会適応に困難を示している状態。

施策の方向

ひとり親家庭等様々な困難な状況に置かれている人々への対応

ひとり親家庭やフリーター・ニート等の若年者などで、生活上困難な状況にある人々への生活支援・就職支援等の充実を図ります。

ひとり親家庭への経済・日常生活支援

ひとり親家庭への就業支援

フリーター等若年者に対する就職支援

県営住宅における入居の優遇措置

高齢者虐待防止対策の充実

高齢者・障害者の自立した生活に対する支援

高齢者・障害者が安心して充実した日常生活を営めるよう、生活・就労等の支援を行います。

また、バリアフリーを促進し、あらゆる人々が生活しやすいまちづくり等を進めます。

高齢者に対する相談の充実

地域における高齢者の見守りの普及・啓発

障害のある人の生活・就労等に関する相談・支援

交通安全活動の推進

バリアフリーの促進

障害のある人や女性等に配慮した観光関連施設の整備促進

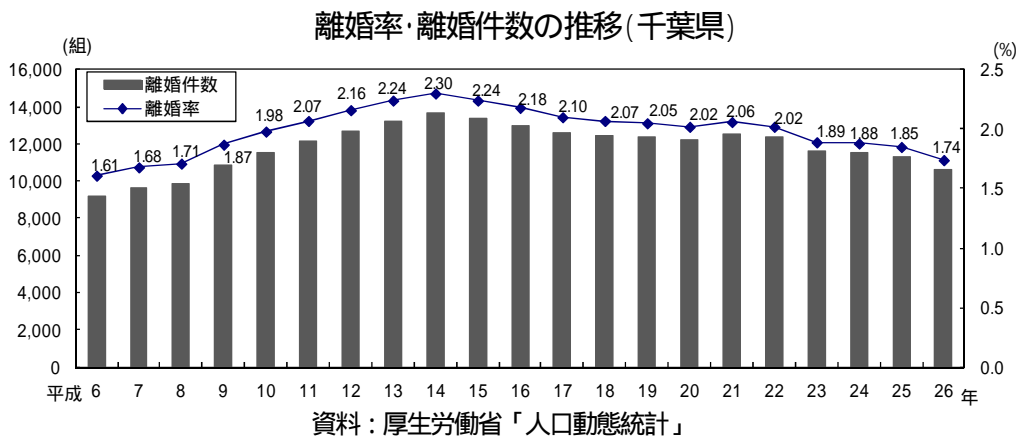
外国人が安心して暮らせる環境づくり

外国人に対し、多言語での情報提供や相談対応を行うなど、安心して生活できる環境を整備します。

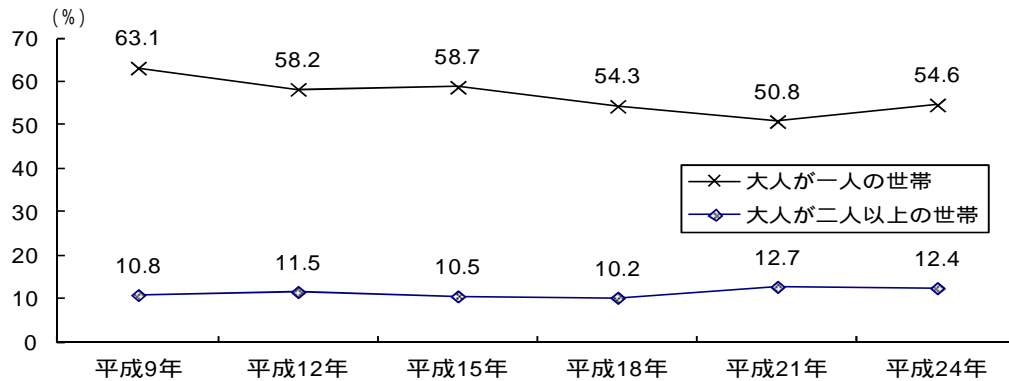
外国人にも暮らしやすい地域づくり

外国人児童生徒への支援

外国人のDV被害者等への支援



参考・全国データ 子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満)の世帯員の相対的貧困率の年次推移



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に厚生労働省が算出

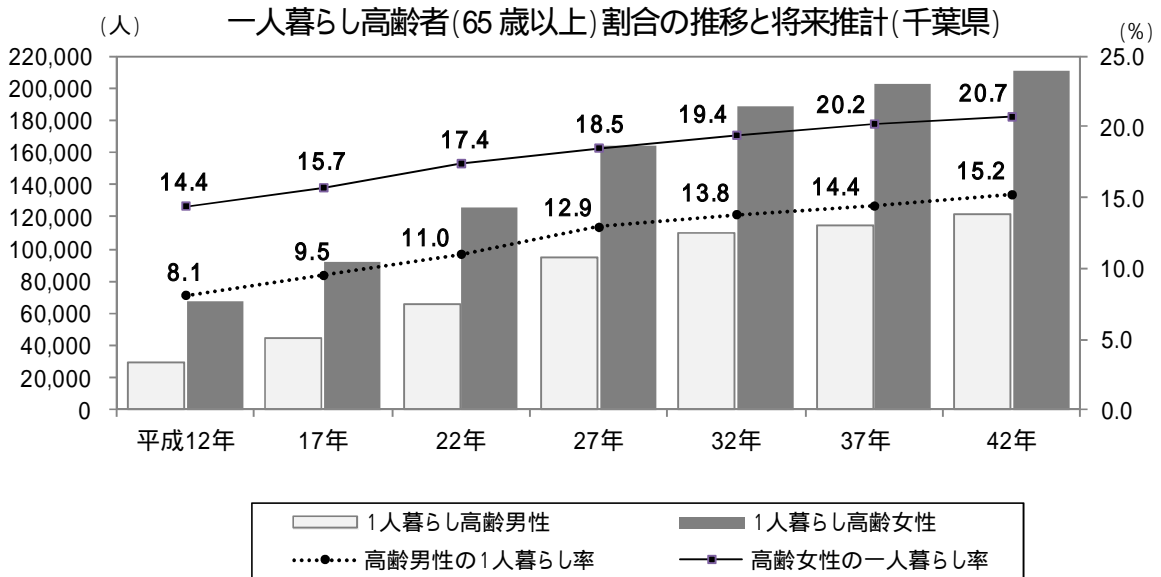
注1：横軸は調査対象年。

注2：「所得」は調査対象年1年間(1月～12月)の所得。

注3：ここでいう所得には、現金給付として受給した社会保障給付金は含まれるが、現物給付は含んでいない。

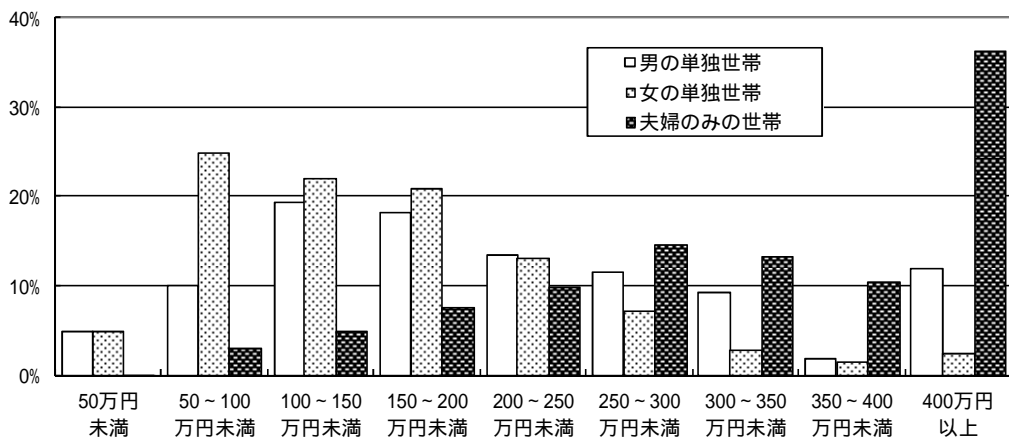
注4：大人とは18歳以上、子どもとは17歳以下の者をいう。

注5：相対的貧困率とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の貧困線(中央値の半分)に満たない世帯員の割合をいう。(可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたものをいう) OECDの貧困基準に基づいて算出。



資料：平成22年以前は総務省「国勢調査」、平成27年以降の一人暮らし高齢者数は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計、平成26年4月推計）」、「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」をもとに作成。

参考・全国データ 65歳以上の者のいる世帯の世帯構造別・所得階級別構成割合



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成26年）

注1：世帯構造ごとの総計を100%とした場合の構成割合。

注2：単独世帯は本人の年齢が65歳以上、夫婦のみの世帯は、夫又は妻の年齢が65歳以上の世帯。

注3：同調査における平成25年1年間の所得。

【基本目標 安全・安心に暮らせる社会づくり】

基本的な課題6 生涯を通じた健康づくりの促進

現状と課題

男女が互いの身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。そのためには、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、それぞれが健康管理とライフスタイルに応じた健康づくりについて主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくための健康教育、相談体制を確立する必要があります。

男女ともに、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期等生涯を通じてそれぞれが健康上の問題に直面することについて、互いに理解し配慮する必要があります。

性差を考慮した医療を進めることは、自分の性の特性を踏まえて、より適切できめ細かい診療や投薬等の医療サービスを受けられる可能性が高まるという、大きな効用があります。本県では、県民一人ひとりにとって、よりきめ細やかで的確な医療が提供されるよう、性の特性に配慮した医療への取組を進めていますが、今後さらなる充実に向け、総合的な対策を推進していく必要があります。

また、情報化の進展した今日、男女の性に関する正しい知識と理解を深めるための普及啓発を、若い世代に向けて行うことの重要性がますます強くなっています。互いの性を尊重し、それぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、HIV・エイズ、性感染症等に関する正しい知識を得るための性教育を学校などにおいて、成長段階に応じて実施していくことが必要です。

施策の方向

生涯を通じた男女の健康支援の推進

男女が互いの性を尊重し、心身の健康についての理解を深めるために、生涯を通じた健康に関する意識啓発・相談事業等の健康支援施策を推進します。

一人ひとりに応じた健康づくり

思春期の子どもとの心と体の健全な育成

自殺対策の推進

総合的ながん対策の推進

エイズ対策の推進

県立病院における女性専用外来の実施
薬物乱用防止対策の推進
学校における発達段階に応じた適切な性教育の実施

妊娠・出産等に関する健康支援

安心して妊娠・出産ができるように、母子保健体制を充実させるとともに、周産期医療体制の整備等の環境づくりを促進します。

母子保健体制の充実
妊娠・出産に関する正しい知識の普及
不妊に関する支援体制の充実
周産期医療体制の充実

【基本目標 男女共同参画社会づくりに向けた基盤づくり】

基本的な課題 7 男女共同参画への意識づくり

現状と課題

男女共同参画社会とは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。男女共同参画社会基本法が制定されて16年が経過しましたが、男女共同参画があらゆる立場の人にとって必要だということが十分に理解されてきたとは言えません。平成26年度に行った男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査（以下、「平成26年度県民意識調査」という。）においても、社会全体での男女の平等意識に関し「男性優遇」と感じる人の割合が約7割を占めています。

すべての人が、職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍し、平等と感じられる社会を実現するためには、女性だけでなく、男性、高齢者、若者、子ども等あらゆる人々に対する男女共同参画への意識づくりが必要です。

男女共同参画社会の形成における阻害要因の一つに、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた固定的な性別役割分担意識があげられます。このような意識は時代とともに変わりつつあるものの、いまだ根強く残っていることから、これを解消し、

男性、子ども、若年層などを含め、男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感できるよう、男女共同参画の理念を正しく広めていくことが重要です。

また、社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯をもって生まれてきたものですが、男女共同参画社会の形成という視点から見た場合、表立って性別による区別を設けていない場合でも、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女の自由な活動の選択をしにくくしたり、男女不平等な取扱いになっていたりする場合があります。こうした社会制度や慣行を、男女共同参画社会の形成という視点から考え、男女ともに多様なライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けて見直していくことが必要です。

施策の方向

あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進 **重点**

あらゆる人々に対し、男女共同参画への理解と意識づくりに向けた広報等を行うなど、積極的に働きかけます。

また、女性及び男性のための相談体制や、関係団体等とのネットワークの充実を図ります。

男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進と支援

女性と男性のための相談体制の充実

市町村・民間団体等との協働とネットワークづくり

男女共同参画に関する調査研究、情報の収集・整備・提供

県民の男女共同参画に関する意識や現状及び課題を把握するための調査研究及び男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供を行います。

男女共同参画に関する調査研究と情報の収集及び提供

【基本目標 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり】

基本的な課題 8 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を發揮し、社会形成に参画する必要がある、その基礎となるのが教育・学習です。平成 26 年度県民意識調査によると、学校教育の場での男女の平等意識に関し「平等」と感じる人の割合が男性では約 6 割、女性では約 5 割を占め、他の分野に比べると相対的に男女の平等意識が高い水準となっていますが、より一層の男女共同参画について理解を深めるためには、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、男女とも一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実を図ることが重要です。

学校教育においては、児童・生徒の発達段階に応じて、学校教育全体を通じ、人権尊重、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図るとともに、男女が主体的に多様な選択を行うことができるよう、一人ひとりの個性を尊重し、その能力を伸ばしていくことができる教育の推進が必要です。また、校長を始めとする教職員に対して、男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう研修等の取組を促進することが必要です。

社会教育においては、男女が生涯を通じて、男女共同参画の意識を高める学習機会の提供や、家庭教育の支援、家庭・地域生活における男女共同参画への理解の浸透を推進することが重要です。また、これらの教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発に努めることも必要です。

施策の方向

学校教育・社会教育等における男女共同参画の啓発・推進

学校教育における男女共同参画を推進するとともに、男女共同参画の意識を広く普及・浸透させるために社会教育・家庭教育において男女共同参画についての理解の促進を図ります。

学校における男女共同参画や人権教育の啓発・推進

教育相談の充実

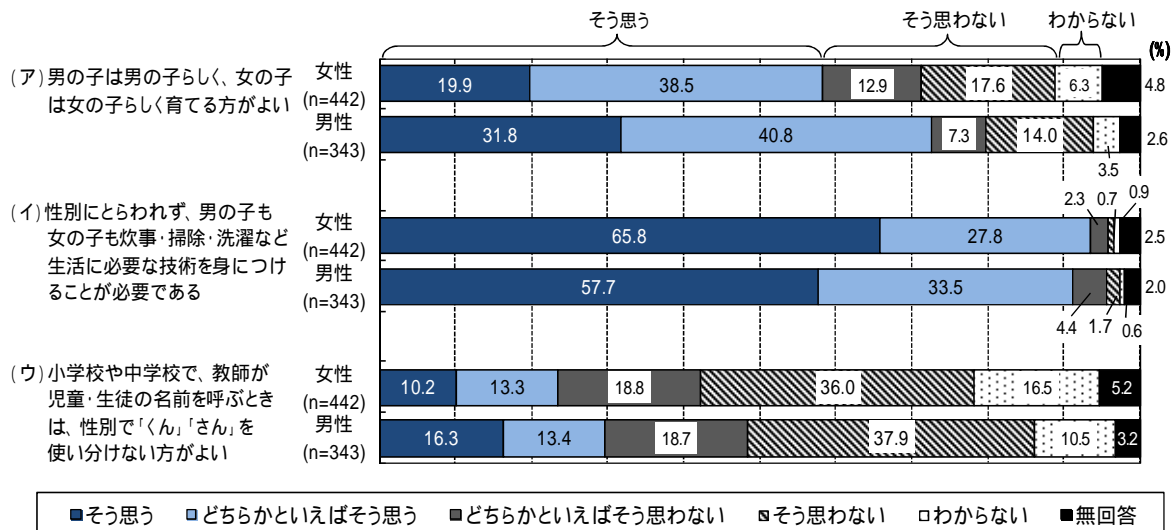
社会教育・家庭教育における男女共同参画についての理解促進

多様な選択を可能にし、個性を伸ばす教育・学習の充実

男女がともに一人ひとりの個性と能力を伸ばせる教育・学習機会の充実を目指します。

キャリア教育の充実

子どもの教育における男女共同参画についての意識(千葉県)



資料：千葉県「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成26年)

【基本目標 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり】

基本的な課題 9 防災分野における男女共同参画の促進

現状と課題

本県にも甚大な被害をもたらした東日本大震災においては、避難所において、授乳や着替えをするための場所がなかったり、女性や乳幼児に必要な物資の配布がなかったりといった問題が発生し、被災時における男女のニーズの違いに配慮することの必要性が改めて認識されたところです。

災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時から男女共同参画の推進が、防災・復興を円滑に進める基盤となります。

地域の防災会議における女性委員の割合は年々上昇しているものの、依然として低い割合にとどまっているなど、防災分野における政策・方針決定への女性の参画は十分とはいえず、いまだに少ないのが現状です。

また、地域において防災の中心を担っている消防団においては、近年の社会経済や災害実態の変化に伴い、災害予防や啓発活動にも活動の場が広がっており、住宅防火の観点からも、家事に従事する機会の多い女性の視点が重要になっています。そのような中、女性の消防団活動への参加意欲は高まっており、消防団員数が減少する中でも、女性消防団員の数は増加していますが、平成 27 年度時点で全体のわずか 0.2% であり、今後も更なる増加を図ることが重要となっています。

防災の主体的な担い手として女性を位置付け、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場への女性の参画を拡大するとともに、男女の人権を尊重して安全・安心を確保するため、防災分野における男女共同参画の促進を図ることが必要です。

施策の方向

男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の促進

防災会議等、防災に係る政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の促進や防災意識の向上を図ります。

防災分野への女性の参画

防災教育の充実

避難所における男女共同参画の促進

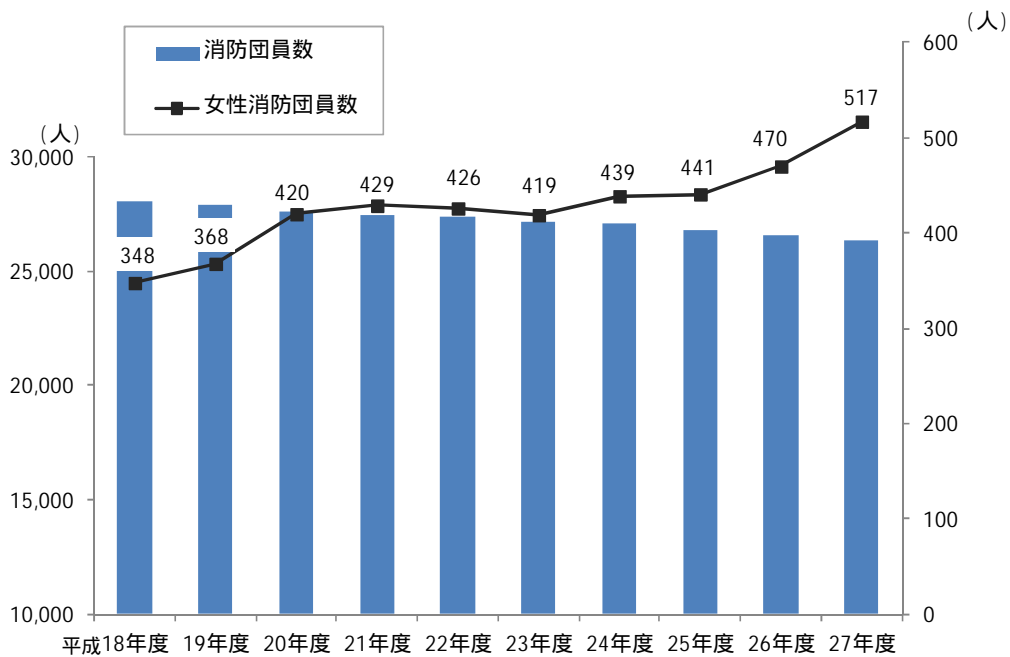
消防・防災活動における女性の活躍促進

地域の防災ボランティアのリーダーとなる災害対策コーディネーターの活動支援や、消防団活動を始めとした地域における消防・防災活動の活性化等、消防や防災の活動における女性の活躍の促進に努めます。

災害対策コーディネーターの活動支援

地域における消防活動への参画促進

県内消防団における消防団員数と女性消防団員数



資料：千葉県「消防防災年報」